

いじめの定義を理解しましょう

いじめ防止対策推進法 [平成 25 年 6 月 28 日法律第 71 号]

第4条

児童等は、いじめを行ってはならない

いじめとは、

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

ーわかりやすく書くと

いじめとは、子ども(児童生徒)が、ある子どもを心理的、物理的に攻撃することで、いじめられている子の心や体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすることです。インターネットによるものも、いじめです。「普通の子なら、この程度やられても平気だよ。」は言い訳になりません。その子が傷つけば、それはいじめです。

ノースプロジェクトは、北神区中学校の生徒会会議のことです。私達は9つの中学校がひとつになって、社会から、学校から「いじめ」をなくす取組をしています。私達は、いじめのない明るい学校づくりをします。



NORTH PROJECTS

ノースプロジェクト シンボルマーク

北神9中学校生徒会会議

神戸市 いじめの指導の三原則

するを許さず されるを責めず 第三者なし

いじめのない明るい学校づくり宣言

私たちのまち“神戸”は、海と山に囲まれ、自然と文化が調和した、とても美しいまちです。この美しいまちにも、今なお「いじめ」についての課題が存在します。

「いじめ」は、人の心を、笑顔を、希望を、そして明日の夢を奪います。

「いじめ」は、人によってなされるものです。それならば自分たちの手で、なくすことも可能だと信じています。

私たち中学生は、すべての人が未来に向かって、夢や希望をもち、笑顔があふれる学校を目指して、次のことを決意しました。

一、私たちは「いじめを許さない心」をもちます。

人の気持ちを傷つけ、将来の夢を奪うような発言や行為は絶対にしない、させない強い心を持ちます。

一、私たちは「いじめに立ちむかう心」をもちます。

いじめられている人の気持ちを一番大切に考え、いじめに対して立ちむかい、いじめをとめる勇気を持ちます。

一、私たちは「互いにみとめる心」をもちます。

ひとりひとりの個性を大切にし、自分を大切にするとともに、互いに尊重し合う心を持ちます。

一、私たちは「互いに助け合うやさしい心」をもちます。

みんなで気持ちのよいあいさつをかわし、あたたかいことばで互いに助け合うやさしさを持ちます。

以上、私たちのまち神戸が、人の輪でつながり、元気あふれるまちとして、未来に向けて発展していくよう、私たち中学生が心をひとつにし、「いじめのない明るい学校づくり」に取り組んでいくことをここに宣言します。

平成25年7月31日

神戸市中学生議会

平成30年4月1日

神戸市立大池中学校